

豊橋アグリミートアップサポート団体・パートナー農業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋アグリミートアップサポート団体・パートナー農業者登録制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、市が実施する豊橋アグリミートアップ（アグリテック実証支援事業及びアグリテック実証開発支援事業）に関し、本事業に意欲的に参画する者をサポート団体又はパートナー農業者として登録し、アグリテック企業を含む事業参画者同士での知識・ノウハウの共有や課題解決に向けたマッチング、協働による実証実験等を促進することで、パートナー農業者の経営を発展させることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 豊橋アグリミートアップ 市が実施するアグリテック実証支援事業をいう。
- (2) サポート団体 市内に本社、本店、支店、事業所等を有する法人その他の団体であって、豊橋アグリミートアップに参画する農業者、アグリテック企業等をサポートする者として、市の登録を受けたものをいう。
- (3) パートナー農業者 農業を営む法人又は個人であって、豊橋アグリミートアップに参画するものとして、市の登録を受けたものをいう。

(登録の単位)

第4条 サポート団体又はパートナー農業者の登録は、法人又は個人ごとに行うものとする。

(登録の申請等)

第5条 サポート団体又はパートナー農業者の登録を受けようとする者は、市長が別に定める方法により、あらかじめ市長に対し登録を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めた者をサポート団体又はパートナー農業者として登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による交付を行う場合において、その目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。
- 4 サポート団体の登録及びパートナー農業者の登録の有効期間は、第2項の規定に

よる登録を受けた日が属する年度の翌々年度の3月末日までとする。ただし、サポート団体又はパートナー農業者が、市長が別に定める期間までに、市長が別に定める方法により登録の更新を申請した場合は、当該更新した登録の有効期間までとする。

5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、サポート団体又はパートナー農業者の登録を受けることができない。

(1) 第1項に規定する登録を申請する日前5年間に、虚偽の申告その他不正な手段によりサポート団体又はパートナー農業者の登録を受けた者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) その他市長が適当でないと認めた者
（登録内容の変更等）

第6条 サポート団体又はパートナー農業者は、登録の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める方法により、あらかじめその旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 サポート団体又はパートナー農業者は、登録の解除をしようとするときは、市長が別に定める方法により、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、サポート団体又はパートナー農業者の登録を取り消すことができる。

(1) 第3条第2号又は第3号の規定を満たさなくなったとき。

(2) 第5条第5項各号のいずれかの規定に該当したとき。

(3) その他市長が登録にふさわしくないと認めたとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 6 日から施行する。